

愛知県食育推進会議の運営について

- 愛知県食育推進会議について 1

- 愛知県食育推進会議運営要綱（案） 2

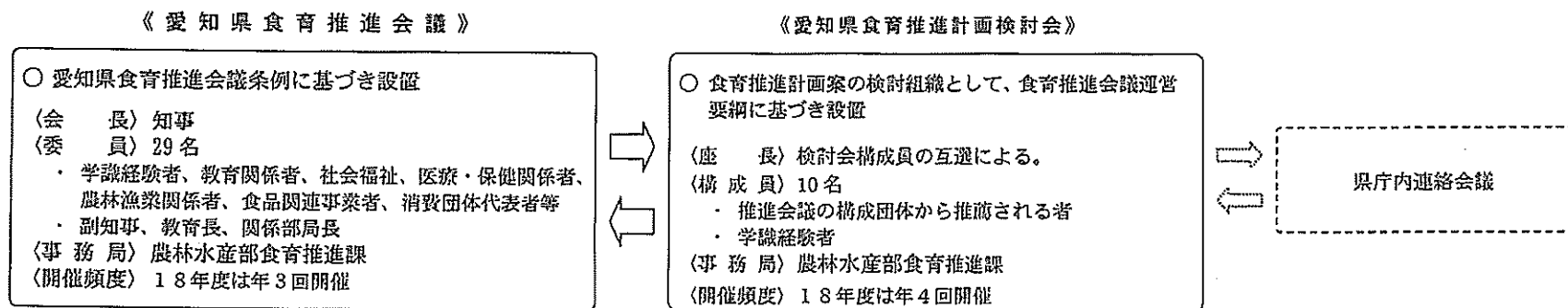
- 愛知県食育推進計画検討会設置要綱（案） 4

- 愛知県食育推進会議の傍聴に関する要領（案） 5

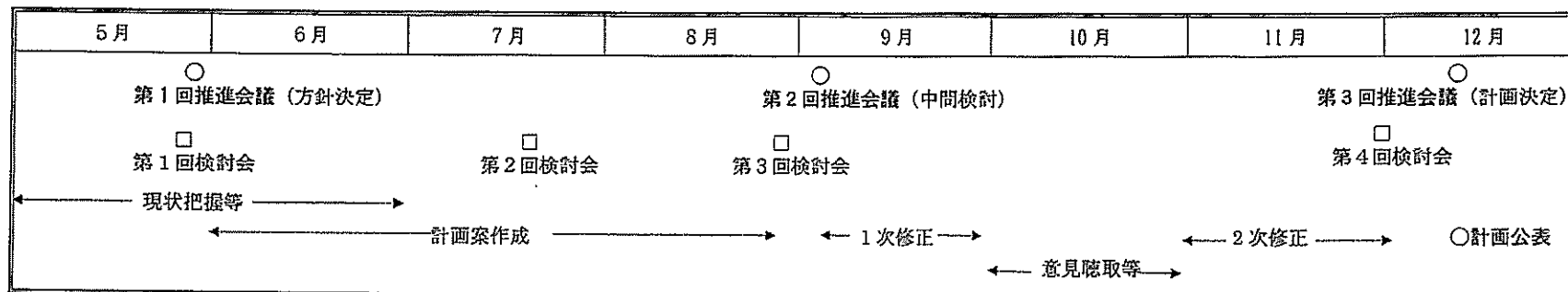
- （参考）愛知県食育推進会議条例 7

～ 愛知県食育推進会議について～

- 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年7月15日に食育基本法が施行されました。
- 食育基本法では、地方公共団体の役割について次のとおり規定されています。
 - ① 食育の推進に関し、国と連携を図りつつ、区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有する。(第10条)
 - ② 条例で定めるところにより、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、都道府県食育推進会議を置くことができる。(第32条)
- 本県では食育基本法第32条の規定に基づき、平成18年3月に「愛知県食育推進会議条例」を制定し、この条例に基づいて「愛知県食育推進会議」を設置し、この会議が「愛知県食育推進計画」の作成及びその実施を推進することとしました。
食育推進計画の作成に当たっては、「愛知県食育推進会議」で検討するほか、この推進会議の構成団体から推薦される者及び学識経験者からなる「愛知県食育推進計画検討会」を設置し、具体的な検討作業を行うこととしています。



食育推進計画の作成スケジュール



愛知県食育推進会議運営要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県食育推進会議条例(平成18年条例第4号)第6条の規定に基づき、愛知県食育推進会議(以下「推進会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があったときは、副知事である委員がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により推進会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合は、別記様式により会長に届け出なければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、推進会議の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合
- (2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議録)

第5条 会長は、会議を開いたときは会議録を作成する。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

3 会議録は、出席した委員のうち会長が指名する2名が署名する。

4 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第6条 推進会議に関する庶務は、愛知県農林水産部食育推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

様式

平成 年 月 日

愛知県食育推進会議
会長 殿

団 体 名

職・氏 名

愛知県食育推進会議運営要綱第3条第2項の規定に基づき、下記の者を代理出席者として、届け出ます。

記

委員代理出席者

職 名 _____

氏 名 _____

愛知県食育推進計画検討会設置要綱(案)

(目的)

第1条 愛知県食育推進計画案の作成及び計画の実施を推進するため、愛知県食育推進会議運営要綱第7条の規定に基づき、「愛知県食育推進計画検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、別表に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- 2 検討会には座長を置き、構成員の互選により定める。
- 3 座長に事故があったときは、あらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(運営)

第3条 検討会は、座長が統括し、必要に応じ招集するものとする。
2 座長は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第4条 検討会に関する庶務は、農林水産部食育推進課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

別 表

愛知県食育推進計画検討会構成員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等	備考
いのうえ しょうご 井 上 庄 吾	愛知県農業協同組合中央会 企画部長	
いわた まさなり 岩 田 正 也	日本チェーンストア協会中部支部 消費者広報部長	
おおば かずこ 大 羽 和 子	名古屋女子大学 学長	
かけふ きよ代子 掛 布 喜代子	愛知県健康づくり食生活改善協議会 副会長	
くまがい みさる 旅 谷 昭	愛知県漁業協同組合連合会 企画指導課長	
すずき あさこ 鈴 木 明 子	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会保育愛知部会 常務委員	
すみい ひさこ 住 井 久 子	愛知県栄養教諭・学校栄養職員研究協議会 常任理事	
たぎつか よしひろ 龍 塚 祥 弘	愛知県小中学校長会 給食委員長	
の だ あつのり 野 田 敦 敬	愛知教育大学 教授	
むらせ あけみ 村 瀬 明 美	愛知消費者協会 事務局長	

愛知県食育推進会議の傍聴に関する要領(案)

- 1 傍聴人の決定
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の定員
会議における傍聴人の定員は、10人程度とする。
- 3 傍聴申込み
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書(様式1)により、会長に申し込むものとする。
なお、傍聴の申込みは会議開催当日、開始予定の45分前から受付場所で開催し、会議開始の15分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い
締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 5 傍聴証等の交付
傍聴人には、当日、傍聴証(様式2)、傍聴に関する注意事項(別紙)、及び会議資料又はその概要を交付する。
傍聴人は傍聴証を左胸に着用して、会長が認めた時に入室し、傍聴に関する注意事項を遵守するものとする。
- 6 傍聴することができない者
次のいずれかに該当する者は、傍聴することができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可した場合はこの限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- 7 傍聴人の守るべき事項
傍聴人は、傍聴においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (3) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
 - (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
 - (5) 会場内では、会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (6) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (7) 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てなどの行為をしないこと。
 - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 8 写真、映画等の撮影及び録音の禁止
傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。

ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

- 9 会長の指示
会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴人に退場を命じることができるものとする。
- 10 施行年月日
この要領は、平成18年5月30日から施行する。

(様式1)

会議傍聴申込書

平成 年 月 日

愛知県食育推進会議会長殿

本日開催されます、貴会議の傍聴を申し込みます。

住 所
氏 名
年 齢

(様式2)

愛知県食育推進会議傍聴証

平成 年 月 日限

傍聴人氏名 _____

(別紙)

傍聴に関する注意事項

会議の傍聴をされる方は次の事項を守ってください。

- 1 事務局が配布する傍聴証を左胸に付けてください。
なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証を返却してください。
- 2 みだりに、傍聴席を離れないでください。
- 3 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。ただし、病気その他の理由による場合は除きます。
- 4 携帯電話及びポケットベルについては、電源を切って入室してください。
- 5 飲食や喫煙はしないようにしてください。
- 6 会場内では、会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 7 鉢巻き、腕草、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は、張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないようにしてください。

これらの事項を守らない場合、又は会長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。

愛知県食育推進会議条例

平成18年3月28日愛知県条例第4号

(設置)

第一条 食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第三十二条第一項の規定に基づき、愛知県食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 推進会議は、愛知県食育推進計画を作成し、及びその実施を推進する。

(組織)

第三条 推進会議は、会長及び委員二十九人以内で組織する。

- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(会議)

第四条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議においては、会長が議長となる。
- 3 推進会議は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者)及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第五条 推進会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。